

株式会社EE21介護職員初任者研修(通信)学則

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

株式会社EE21
大阪府大阪市北区太融寺町5-15

(目的)

第2条

高齢化社会の中で、介護職に携わる者の使命は年々重要度を増しています。介護職員の果たす役割は居宅介護支援の必要性の高まりと相まって、計り知れない社会的責任が問われています。その中で当社は、「要介護者の視点に立った介護」「心のかもった介護」を実現できる介護職員を育成することが社会的使命と考え、本講座を開設します。

(実施課程及び形式)

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業(以下研修という)を実施する。

介護職員初任者研修課程(通信形式)

(研修事業の名称)

第4条 研修の名称は、次のとおりとする。

未来ケアカレッジ介護職員初任者研修講座(通信)

(年度事業計画)

第5条 令和5年度の研修事業は、次の計画のとおり実施する。

区分	実施期間		募集定員
第1回	令和5年 4月	～ 令和5年 4月	24名
第2回	令和5年 4月	～ 令和5年 5月	12名
第3回	令和5年 4月	～ 令和5年 5月	12名
第4回	令和5年 4月	～ 令和5年 5月	24名
第5回	令和5年 4月	～ 令和5年 6月	24名
第6回	令和5年 4月	～ 令和5年 6月	12名
第7回	令和5年 4月	～ 令和5年 7月	24名
第8回	令和5年 4月	～ 令和5年 7月	24名
第9回	令和5年 4月	～ 令和5年 8月	24名
第10回	令和5年 4月	～ 令和5年 8月	24名
第11回	令和5年 4月	～ 令和5年 8月	24名
第12回	令和5年 5月	～ 令和5年 6月	24名
第13回	令和5年 5月	～ 令和5年 6月	24名
第14回	令和5年 5月	～ 令和5年 6月	12名
第15回	令和5年 5月	～ 令和5年 6月	24名
第16回	令和5年 5月	～ 令和5年 6月	24名
第17回	令和5年 5月	～ 令和5年 7月	24名
第18回	令和5年 5月	～ 令和5年 8月	24名
第19回	令和5年 5月	～ 令和5年 9月	24名
第20回	令和5年 5月	～ 令和5年 9月	24名
第21回	令和5年 5月	～ 令和5年 9月	24名
第22回	令和5年 6月	～ 令和5年 7月	24名
第23回	令和5年 6月	～ 令和5年 7月	24名
第24回	令和5年 6月	～ 令和5年 7月	24名
第25回	令和5年 6月	～ 令和5年 7月	12名
第26回	令和5年 6月	～ 令和5年 7月	24名
第27回	令和5年 6月	～ 令和5年 9月	24名
第28回	令和5年 6月	～ 令和5年 9月	24名
第29回	令和5年 6月	～ 令和5年 10月	24名
第30回	令和5年 6月	～ 令和5年 10月	24名
第31回	令和5年 6月	～ 令和5年 10月	24名
第32回	令和5年 4月	～ 令和5年 5月	12名

第 33回	令和5年 7月 ~	令和5年 8月	24名
第 34回	令和5年 7月 ~	令和5年 8月	24名
第 35回	令和5年 7月 ~	令和5年 8月	24名
第 36回	令和5年 7月 ~	令和5年 8月	24名
第 37回	令和5年 7月 ~	令和5年 8月	24名
第 38回	令和5年 7月 ~	令和5年 9月	24名
第 39回	令和5年 7月 ~	令和5年 10月	24名
第 40回	令和5年 7月 ~	令和5年 11月	24名
第 41回	令和5年 7月 ~	令和5年 11月	24名
第 42回	令和5年 7月 ~	令和5年 11月	24名
第 43回	令和5年 8月 ~	令和5年 10月	24名
第 44回	令和5年 8月 ~	令和5年 10月	24名
第 45回	令和5年 8月 ~	令和5年 10月	24名
第 46回	令和5年 8月 ~	令和5年 10月	24名
第 47回	令和5年 8月 ~	令和5年 11月	24名
第 48回	令和5年 8月 ~	令和5年 12月	24名
第 49回	令和5年 8月 ~	令和6年 1月	24名
第 50回	令和5年 8月 ~	令和6年 1月	24名
第 51回	令和5年 8月 ~	令和6年 1月	24名
第 52回	令和5年 8月 ~	令和6年 1月	24名
第 53回	令和5年 9月 ~	令和5年 10月	24名
第 54回	令和5年 9月 ~	令和5年 10月	24名
第 55回	令和5年 9月 ~	令和5年 10月	24名
第 56回	令和5年 9月 ~	令和5年 10月	24名
第 57回	令和5年 9月 ~	令和5年 10月	24名
第 58回	令和5年 9月 ~	令和5年 11月	24名
第 59回	令和5年 9月 ~	令和5年 12月	24名
第 60回	令和5年 9月 ~	令和6年 1月	24名
第 61回	令和5年 9月 ~	令和6年 1月	24名
第 62回	令和5年 9月 ~	令和6年 1月	24名
第 63回	令和5年 9月 ~	令和6年 1月	24名
第 64回	令和5年 10月 ~	令和5年 11月	24名
第 65回	令和5年 10月 ~	令和5年 11月	24名
第 66回	令和5年 10月 ~	令和5年 11月	24名
第 67回	令和5年 10月 ~	令和5年 11月	24名
第 68回	令和5年 10月 ~	令和5年 11月	24名
第 69回	令和5年 10月 ~	令和5年 11月	24名
第 70回	令和5年 10月 ~	令和6年 1月	24名
第 71回	令和5年 10月 ~	令和6年 1月	24名
第 72回	令和5年 10月 ~	令和6年 2月	24名
第 73回	令和5年 10月 ~	令和6年 2月	24名
第 74回	令和5年 10月 ~	令和6年 2月	24名
合計			1704名

(受講対象者)

第6条 受講対象者は次の者とする。
東京都近郊在住、在勤で通学可能な者。

(研修参加費用)

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。(金額は全て税込。)

通常申込み

区分	内訳(税込)	金額	研修参加費用(税込)	納付方法	納付期限
第 1回 ~ 第 74回	受講料	64,350円	70,950円	一括支払 もしくは 分割支払	受講開始 前日まで
	テキスト代	6,600円			

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

区分	テキスト名	出版社名
第 1回) 第 74回	「介護職員初任者研修テキスト」	学校法人未来学園

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別紙「講師一覧」のとおりとする。

(募集手続)

第12条 募集手続は次のとおりとする。

- (1) 一般公募とし、下記のいずれかの方法により申し込むものとする。
 - ① 所定の申し込み用紙に必要事項を記入の上、当社あてに郵送にて申し込む。
 - ② 当社のホームページより、必要事項を入力の上、申し込む。
- (2) 受講決定通知書と受講料振込の案内を受講者あてに郵送する。
- (3) 受講料の入金確認により最終受講決定となる。
- (4) 介護職員資格取得支援事業対象者の募集手続きは事業の規定による。

(科目の免除)

第13条 科目の免除についてはこれを認めない。

(通信形式の実施方法)

第14条 通信形式については、次のとおり実施する。

- (1) 学習方法
添削課題を提出期限までに提出することとする。ただし、合格点に達しない場合は、合格点に達するまで再提出を求める。
- (2) 評価方法
添削課題については、課題の理解度及び記述的的確性・論理性に応じて、担当講師がA、B、C、Dの評価を行うこととする。
(A=90点以上、B=75点～89点、C=60点～74点、D=60点未満)
C以上の評価の受講者を評価基準を満たしたものととして合格とする。
評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再提出を求める。
- (3) 個別学習への対応方法
受講生の質問については、FAX(番号:03-5957-2602)又は電子メールアドレス:rece-kantou@miraicare.jp)により受付け、必要に応じて担当講師に照会する。

(修了の認定)

第15条 修了の認定は、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

- (1) 成績評価は、東京都介護員養成研修事業実施要綱に規定する「各項目の到達目標、評価、内容」の「修了時の評価ポイント」に沿って、担当講師が科目ごとに行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行う。また、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価については、併せて実技試験も行う。実技試験は、「9 ところとからだのしくみと生活支援技術」の面接授業内で行う。成績評価で知識・技術等の習得が十分でないと評価された者は必要に応じて補講等を行い、筆記試験より前に到達目標に達するよう支援する。
- (2) 筆記試験は、第9条に定めるカリキュラムを全て履修した者に対して行う。
- (3) 修了評価基準は、次のとおり、理解度の高い順にA、B、C、Dの4区分で評価した上で、C以上の評価の受講者を評価基準を満たしたものととして認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて補講等を行い、基準に達するまで再評価を行う。
評価基準(100点満点とする)
A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満

(施行細目)

第24条 この学則に必要な細目並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当社がこれを定める。

(附則)

この学則は 令和5年5月11日 から施行する。